



2026年2月20日

各 位

会 社 名 株式会社ファンコミュニケーションズ  
代表者名 代表取締役社長 二宮 幸司  
(コード番号 2461 東証プライム市場)  
問合せ先 取締役副社長 執行役員  
コーポレート本部長 吉永 敬  
(TEL : 03 - 5766 - 3530 )

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年2月20日開催の取締役会において、2026年3月25日開催予定の第27回定時株主総会に、下記の通り、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 変更の理由

当社は、中間配当については、既に取り締役会決議により実施できる旨を定款に定めておりますが、期末配当を含む剰余金の配当全体について、取締役会決議による機動的な決定を可能とするため、本変更を行うものであります。これにより、経営環境の変化に即応した柔軟な資本政策および株主還元策を、年間を通じて機動的に遂行してまいり所存です。

2. 変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第7章 計 算 <u>第36条 (剰余金の配当)</u> 当社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当を行うことができる。	(削除)
<u>第37条 (中間配当)</u> 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行うことができる	(削除)

(新設)	<u>第 36 条 (剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u>
(新設)	<u>第 37 条 (剰余金の配当の基準日)</u> <u>1. 剰余金の配当の基準日は、毎年 12 月 31 日および 6 月 30 日とする。</u> <u>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

2026 年 3 月 25 日 (予定)

定款変更の効力発生日

2026 年 3 月 25 日 (予定)

以上